

米子市子育て世帯へのプレミアム付商品券交付
米子市上水道基本料金減免

申請書



米子市長 様

令和 年 月 日

1. 米子市子育て世帯へのプレミアム付商品券の交付及び米子市上水道基本料金の減免を申請される方は、以下に記入してください。

-
- 子育て世帯へのプレミアム付商品券交付申請
-
-
- 上水道基本料金減免申請

※両方を申請される場合には、両方に✓をしてください。

(1) 米子市子育て世帯へのプレミアム付商品券の交付を申請される方(令和2. 11. 1現在で平成14. 4. 2以降に生まれた児童を有すること)
申請者(児童と同一世帯員に限ります。)

(フリガナ) 氏名	住 所	日中に連絡できる 電話番号
		()

(2) 米子市上水道料金の減免を申請される方(上記、申請者の方と氏名、住所が同じでしたら省略できます。)

上水道契約者名義

(フリガナ) 氏名	住 所	お客さま番号	水道局にお届けの 電話番号
			()

2. 世帯主と同一世帯の方全員を記入してください(氏名欄等が足りない場合は、裏面に記入してください)。

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	世帯主との 続柄	収入金額(円)	4の該当 する番号	課税× 非課税○
				所得金額(円)		
1		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	世帯主			
2		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
3		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
4		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
5		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				

上記の記名(楷書)をもって下記事項に誓約・同意します。

(1) 令和2年分所得見積もりが市県民税(均等割)の計算において課税される所得がありません。

(2) 上記2. の世帯員の対象者要件の該当性等を審査するため、米子市が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(米子市から連絡がある場合があります)。

記入日 令和 年 月 日

3. 2の表以外で、別世帯や異なる住所に住んでいる扶養親族等(生計を同じく養っている親族等)について、記入してください。

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	世帯主との 続柄	収入金額(円)	4の該当 する番号	課税× 非課税○
				所得金額(円)		
1		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
2		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
3		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				

4. 市県民税で下記に該当される方があれば、2の表に番号を記入してください。

- ① 障害者 ② 寡夫(扶養する子必要) ③ 寡婦(死別) ④ 寡婦(離婚:扶養親族必要)
-
- ⑤ ひとり親(未婚:扶養する子必要) ⑥ 未成年者 ⑦ 学生・生徒(中・高・大学・専門学校) ⑧ 生活保護

(裏面)

2. (表面の続き)

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	世帯主との 続柄	収入金額(円)	4の該当 する番号	課税× 非課税○
				所得金額(円)		
6		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
7		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
8		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
9		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
10		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				

3. (表面の続き)

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	世帯主との 続柄	収入金額(円)	4の該当 する番号	課税× 非課税○
				所得金額(円)		
4		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
5		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
6		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				

★均等割の非課税基準

均 等 割 非 課 税				
扶養人数	合計所得金額	給与収入	公的年金収入(65歳未満) ※昭和31年1月2日以後に生まれた人	公的年金収入(65歳以上) ※昭和31年1月1日以前に生まれた人
0人	380,000円以下	930,000円以下	980,000円以下	1,480,000円以下
1人	828,000円以下	1,378,000円以下	1,470,667円以下	1,928,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,683,999円以下	1,844,001円以下	2,208,000円以下
3人	1,388,000円以下	2,099,999円以下	2,217,334円以下	2,488,000円以下
4人	1,668,000円以下	2,499,999円以下	2,590,667円以下	2,768,000円以下
5人	1,948,000円以下	2,899,999円以下	2,964,001円以下	3,048,000円以下
6人	2,228,000円以下	3,299,999円以下	3,337,334円以下	3,337,334円以下

【非課税の範囲】

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又はひとり親で、合計所得金額が135万円以下である者
(給与収入2,043,999円以下)

★上水道基本料金の減免額

平均的な家庭の使用水量(2か月) メータ口径13ミリ 50立方メートルの場合(例)

	減免前	減免後	差 額
	水道料金(円)	水道料金(円)	(円)
基本料金(2か月) Φ13 1,804円	5,933	4,129	△ 1,804